

木造住宅の耐震診断

行ってみませんか？

▶ 支援内容

- ・横手市では、木造住宅の耐震化を促進するため、昭和56年5月31日以前に着工した住宅の耐震診断にかかる費用の一部を負担しています。
- ・耐震診断士を派遣し、「一般診断法」による方法で、耐震診断を行います。
- ・診断にかかる費用の一部を国・県・市が負担し、**自己負担額1万円**で耐震診断を実施することができます。



▶ 対象となる住宅

- ・横手市内に存すること
- ・昭和56年5月31日以前に着工され、居住の用に供している木造戸建住宅であること。
(平成12年5月31日までに着工した一定規模以下の増築は認められる場合があります)
- ・併用住宅の場合は、併用部分の床面積が延べ面積の1/2未満であること。
- ・構造が在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法のいずれかであること。
(鉄骨造などは対象外となります。) など



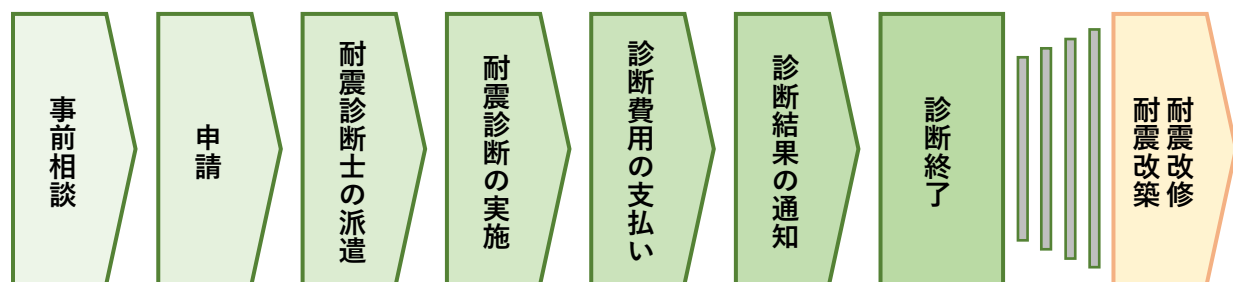
▶ 対象者

- ・対象住宅を所有する個人であること
- ・所有者等及び同一世帯に属する者が、本市の市税を滞納していないこと など

▶ 申請期間 及び 受付戸数

- ・令和8年4月20日(月曜日) ～令和8年11月30日(月曜日)
- ・7戸(先着順)
- ※受付戸数に達した場合は申請期間内であっても、受付を終了する場合があります。

▶ 手続きの流れ



【問い合わせ先】

横手市建設部横手市建築住宅課

〒013-8502

横手市旭川一丁目3番41号(秋田県平鹿地域振興局庁舎 2階)

TEL: 0182-35-2224

FAX: 0182-32-4029

詳しくは、左記二次元バーコードから横手市ホームページご覧ください。



▶ 昭和56年5月31日以前に着工とは

- ・建築基準法の新耐震基準は昭和56年6月1日に施行されました。これにより、施行日以降に着工した建物は改正後の基準が適用され、昭和56年5月31日以前に着工された建物は改正前の基準が適用されます。（下図参照）
- ・着工日については、検査済証や登記事項証明書の表題登記の日付が施行日より前であることなどから確認することができます。また、確認済証の交付日から推測することもできます。

| | 旧耐震基準 | 施行日 (昭和56年6月1日) | 新耐震基準 | |
|---|------------|--------------------|---------|--------|
| ① | 確認済証交付 | 着工日 | 改正前の基準 | |
| ② | 確認済証交付 | 着工日 | 改正後の基準 | |
| ③ | | 確認済証交付 | 着工日 | 改正後の基準 |

- ・昭和56年6月1日以降に増築をしている場合、増築した時点での法律に適合していることが求められるため、原則、新耐震基準に適合している建物と判断します。ただし、下記の2つの要件に該当する場合は、支援事業の対象になります。

- ①.増築工事部分が平成12年5月31日までに着工したもの
- ②.増築部分の延べ面積が、昭和56年5月31日以前に着工された部分の2分の1以内であること。

※増築部分の着工時期や旧耐震基準部分の面積と新耐震基準（増築）部分の面積が分かる資料が必要になります。

▶ 申請に必要な書類

- ・耐震診断支援事業申請書（様式第1号）
- ・対象住宅の着工時期が確認できる書類（建築確認通知書、検査済証、登記事項証明書などの公的書類）
- ・固定資産税課税台帳（家屋）の写し
- ・申請者及び同一世帯に属する者の納税証明書又は非課税証明書
- ・対象住宅に借家人がいる場合は、耐震診断の実施に係る同意書の写し
- ・対象住宅に複数の所有者がいる場合は、耐震診断の実施に係る同意書の写し
- ・案内図
- ・その他市長が必要と認める書類（委任状、個人情報確認同意書等）

▶ 耐震診断の結果について

耐震診断支援事業結果通知書（様式第5号）にて、耐震診断の結果を通知します。一般診断法では下の表のように上部構造評点により4段階で評価されます。この数値が小さいほど耐震性がなく危険であることとなります。

| 上部構造評点 | 判定 | 備考 |
|-------------|------------|-----------------------|
| 1.5以上 | 倒壊しない | ◎ 安全ですが点検を行きましょう |
| 1.0以上～1.5未満 | 一応倒壊しない | ○ より安全にするために点検補修しましょう |
| 0.7以上～1.0未満 | 倒壊する可能性がある | △ 補強工事を行い1.0以上にしましょう |
| 0.7未満 | 倒壊する可能性が高い | × 補強工事を行い1.0以上にしましょう |